

こんなときは届け出が必要です

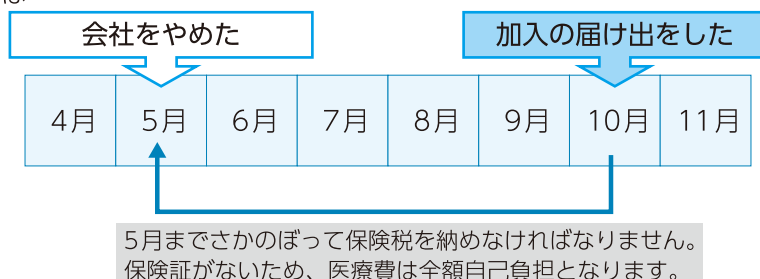
次のようなときは、必ず14日以内に役場各庁舎窓口へ届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	ほかの市区町村から転入したとき	転出した市区町村の転出証明書・印鑑
	職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書・印鑑
	職場の健康保険などの被扶養からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書・印鑑
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
	外国籍の人が加入するとき	印鑑
国保をやめる	ほかの市区町村に転出するとき	保険証・印鑑
	職場の健康保険などに加入したとき	国保と職場の健康保険証
	職場の健康保険などの被扶養者になったとき	
	国保被保険者が死亡したとき	保険証・印鑑
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書・保険証・印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証・印鑑
その他	同じ市区町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証・印鑑
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため住所が変わったとき	在学証明書・保険証・印鑑
	保険証をなくしたり、破損したとき	身分を証明するもの・印鑑 ※破損の場合は破損した保険証

加入の届け出が遅れると

- 国民健康保険税は、加入の届け出をしたときからではなく加入の資格を得た月から発生するので、手続きが遅れると、さかのぼって納めなければなりません。
- 保険証がないため、病院にかかったときには全額自己負担となります。

例えば……



やめる届け出が遅れると

- 保険証が手元にあるため、うっかりその保険証で医療を受けた場合には、国保が負担した医療費を後で返さなければなりません。
- 国保税と、職場で加入した健康保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

